

滋賀県環境審議会自然環境部会議事録

日時：平成 22 年(2010 年)12 月 14 日(火)

午後 2 時～午後 4 時

場所：大津合同庁舎 7A 会議室

出席委員：

10 名中 8 名出席

出席：岩田委員、岡田委員、須藤委員、寺田委員、濱崎委員、平山委員、深町委員、
松井委員

欠席：生駒委員、松山委員

議題：

1. 野生動植物の共生に関する基本計画（第 2 期）の策定について（諮問）
2. 平成 22 年度生育・生息地保護区の指定について（諮問）

議事概要：

事務局：

定刻になりましたので、ただ今から滋賀県環境審議会自然環境部会を開催します。

皆様におかれましては、公私共々お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、開催に当たりまして、琵琶湖環境部自然環境保全課長の黒川から御挨拶申し上げます。

課長：(あいさつ)

事務局：

議事に入ります前に、当自然環境部会の成立について確認させていただきます。当部会の成立には、滋賀県環境審議会条例第 6 条第 6 項において準用する第 5 条第 3 項の規定により、部会委員の過半数の出席が必要でございます。

本日は、委員 10 名中、現在 8 名の委員に出席いただいております。成立していることを報告させていただきます。

それでは、まず、本日配布させていただいております資料の確認をさせていただきます。次第に資料一覧をつけておりますので、御確認をお願いいたします。

事務局：

本日の議題は 2 件ございます。

一番目の議題は、「野生動植物の共生に関する基本計画（第 2 期）の策定について」、二番目の議題は、「平成 22 年度生育・生息地保護区の指定について」でございます。

これらの議題について、御審議いただきたいと思っております。

それでは、以降の進行につきましては、松井部会長、よろしく申し上げます。

議長：

それでは、お手元の議事次第にしたがいまして審議に入りたいと思います。

一つめの議題の「野生動植物の共生に関する基本計画（第2期）の策定について」ですが、当審議会に諮問され、部会の意見が求められています。内容について、事務局、説明願います。

事務局： 説明

部会長：

ありがとうございました。ただ今の説明について、御意見・御質問はございますか。

委員：

外来生物の防除の部分、ヌートリアについては未だ定着しているかどうか分からない中で「強い捕獲圧をかける」となっていますが、これは言い過ぎではないですか。

事務局：

申し訳ありません。先日の企画小委員会で御指摘いただいていた部分で、修正が反映されておりませんでした。

この部分は、「必要に応じて、強い捕獲圧をかける」と修正します。

委員：

森林環境の再生のところで、針広混交林の再生について表記があります。ここで、「強度間伐」という表現が出てきますが、「強度間伐」が本当に針広混交林を導くことになるのかについては議論があるところですし、強度間伐を行うと雑草が藪状になって生えて、これがニホンジカのエサになることによってシカを増やすことにならないか。昭和30年代の拡大造林で藪状のブッシュがたくさんできて、これをシカがたくさん食べて個体数が増えた、という人もいますので、ここは少し気をつけた方がいいかな、と感じました。

委員：

企画小委員会で私も意見を述べさせていただいた部分です。

事務局：

確かに、企画小委員会で御指摘を頂いた部分です。強度間伐をすることの意味、強度間伐によって森林が荒れることもあることから、強度間伐が唯一の解決策と認識するのは間違っている、との御指摘を頂きました。このことについては認識しておりますが、環境林整備事業を県として進めているところであり、この事業では、放置された人工林については強度に間伐し、更新をすすめていこうという方針がありますので、このことについて記載をさせていただいているところです。ニホンジカについての御指摘も頂きましたが、御指摘の内容も踏まえまして、シカ対策はそれとしてしっかりすすめて参りますし、環境林整備事業についても、どういう状況であるかモニタリングを続けていきますので、今後う

まくいかないであるとか、デメリットのほうが大きいという判断になれば、やめることもあると思います。ただ、今のところは、伐採されず放置されていたような所を40%以上の強度間伐によって更新を促すことは必要であると判断していることから、このような記載をさせていただいております。

ただ、企画小委員会と本日、どちらにおいても御意見を頂きましたので、何らかを追記することもあり得ると思います。森林管理の一貫として強度間伐を行うことが、野生生物の観点からは懸念もある、ということに記載しておく手もあると思います。

委員：

強度間伐自体が完成された手法ではありませんし、この文章を読むと、強度間伐をするよ、というニュアンスでとれてしまうので、危険だなと思います。「強度」にこだわりすぎるのは良くなく、「状況」をよく考えなくてはいけないし。一番良くないのは放置してそのままにしておくことで、手の加え方にはいろんな選択や判断が働くと思いますので、状況に応じた対策を取り、森林の再生を図ることが重要だと思いますので、そのような文章にしておくべきだと思います。

事務局：

そうですね。では、例えばですが、「人工林を強度間伐し」のところを「人工林を、強度間伐のメリットとデメリットを見極めつつ、強度間伐し」などでしょうか。

委員：

「適切な管理」とかそのような表現では駄目なんですか？九州のほうでは、強度間伐で失敗した例をたくさん聞いていますし、強度間伐という手法にこだわるというのは危険かな、と思います。

委員：

いわゆるテクニカルタームとしての「強度間伐」を意味しているのでしょうか？それとも、積極的な間伐、という意味で使われているのですか？

事務局：

どちらかといえば、行政用語として、テクニカルタームとして使っています。

委員：

伐採率40%以上という意味ですね。例えば国有林の保安林では強度間伐はやりませんよね。「状況に応じて間伐など森林管理を行う」という表現のほうがいいと思います。

委員：

県の森林部局に、強度間伐によって針広混交林にすることについて聞いたことがあります。そのときのお答えでは、すでに広葉樹が入っているところでこの広葉樹を活かすために、伐採するということでした。針葉樹ばかりの所を無理矢理に開けて、そこに広葉樹を入れて針広混交林をつくるようなものではなく、すでに入っている広葉樹を大きく育てて、

針広混交林にしたい、というイメージでした。

委員：

図面上では人工林であっても、すでに針広混交林になっているところもあります。人工林として整備して残すところと、混交林に戻すべきところに分けて、状況に応じて必要な整備を実施するという事だと思えます。この部分はそもそも項目出しが違っているのかもしれませんがね。状況に応じた適切な森林に導く、というのが必要だと思えますね。これだと、針広混交林でないため、みたいな感じですね。

事務局：

この部分の趣旨は、「放置された人工林を針広混交林に導く」ということです。放置された人工林に対して、一般的にはですが、針広混交林のほうが野生動物の生息場所としての価値が高い、というのはいいと思うので、先ほど御指摘いただいたように、「人工林を状況に応じて適切な手法で管理し」くらいにしておけばいいのかな、と思いました。

ただ、もとの計画に「強度間伐」という単語があります。計画の改定ですので、「強度間伐」という言葉を残して、状況に応じて対応するという文章を入れるのと、強度間伐が唯一の手段ではないので、適切な手法で森林の整備を、というように書く、というアイデアがあります。言葉を落とすと、それをやめるのか、とか言われますので、できれば言葉を足す方向で修正したいと考えています。

部会長：

事務局としては、今の議論を踏まえた上で「強度間伐」という言葉を省くと、大きな問題が出る、と判断されているのですか。

事務局：

必ずそうなると思っているわけではありません。

部会長：

では、「これこれといった理由から、強度間伐という言葉を使うのには問題がある」と反論することはできないのですか？

事務局：

それはできます。

部会長：

今の議論の雰囲気では、そのように説明してもらって、強度間伐という単語は除いたほうがいい、と感じたのですが。

委員：

強度間伐という言葉は、結構議論のある所だと思えます。この言葉を残すことにこだわるのではなく、一番重要なのは適切な管理と生態系重視だ、ということに向けて事務局で

考えて、そのことが伝わるような文章にするべきだと思います。

部会長：

強度間伐を含め必要な手法で、とか。強度間伐という言葉があるとまずいですか。どうしてもこの言葉を入れておきたいという立場もあるでしょうし、ここは微修正をしてもらってはいかがでしょうかね。

事務局：

強度間伐に対する評価は今のところどうなんですか。

委員：

私は森林管理が専門ではないのですが、学会ではどちらかという悪い意味、行政がこんなことをやっている、という趣旨で語られることが多いですね。

部会長：

そのような意見が主流なのであれば、滋賀県としてはこの言葉は使わないほうがいいのではないかと思いますかね。

委員：

ふつう、林業で行う際に強度間伐をすることはないです。何か特別な目的があってやる場合の手法ですから、今いろいろとお話があったように、人工林をただ強度に間伐するというのは懸念があります。ただ、もともと山が荒れていて、広葉樹も侵入している、また、所有者の方も、経済的な面からではなく山を育てて欲しいと思われた場合などでは、施業の手法として強度間伐という言葉を使っても良いと思うのです。このように、言葉の使い分けの問題ですから、工夫してもらえればと思います。イメージされているのは、既に広葉樹が入っている山を、その広葉樹を切って針葉樹の山に戻すのではなく広葉樹を育てていこう、ということだと思います。

委員：

すごく事情をしておられる方が読まれたら、このような状況のことだとわかると思うのですが、これを読むと、針広混交林を創出するには強度間伐しかなく、そうするといいことがあるよ、と読めてしまいます。計画として整備されるものですから、誤解されないような文章にしたほうがいいかな、と思います。

部会長：

大分いろいろな御意見がありましたので、事務局のほうで考えてみてください。

事務局：

はい。改めて御意見を頂きましたので、それを踏まえて修正します。

部会長：

それでは、今の部分以外で何かありますか。

委員：

質問ですが、生息環境の保全のところ、現状は長期構想の具体化が十分に進んでいない、となっています。2期の計画では、十分に進んでいないということを認知した上で、具体的にはどこに目玉があって進んでいくという勝算をもくろんでいるのか、よくわかりません。1期と大して変わっていないんじゃないですか。なら、2期が終わった段階での評価は、同じような文章がつつらと並んでいるような気がします。「あ、あそこが変わったな」とかが1カ所でもあって、このように形が示されたのかというのが見えてこない、実感がないものになります。このように絞り込んで見たときに、2期の計画案ではどのあたりに書き込まれているのか、事例で示していただければ、と思います。

事務局：

はい。本文では、「長期構想の実現」というところに該当します。ここに「十分な規模をもった生息・生育環境の核を確保します」というところに記載があります。この趣旨としましては、長期構想では県内16カ所のコア地域を指定し、これらを河川によりネットワーク化を図っていこうという構想を持っていますが、このコア地域の保全を担保するために、生息・生育地保護区制度を活用していこうと考えています。2期計画では、これをすすめていければいいなと思っているところです。

具体的に何が変わるんだ、というのは正直いいアイデアがない状況です。生息・生育地保護区も、規制がかかるので一気に増やしにくい面もあり、悩んでいるところです。これを受けて、こういうやり方を、というのがあればいいんですが、なかなかなくて、問題意識しか書けていない、というのが実情で、御指摘のとおりです。

委員：

目玉となるところを絞り込んで、そこに重点的に施策を施して、「ほらこんなにいいところできたぞ」というように周りに波及させる、そんな戦略が見えた方がイメージとして進んでいる実感が沸くのではないかと思います。

部会長：

保護区をとりあえず増やしていく、というのもいいんでしょうが、保護区の指定場所はコアの部分とはリンクさせずにやっている部分が多いので、しっかりと考えてやらないとお題目だけで終わってしまう様な気がしますね。

委員：

コアの選定はできているのですか。

事務局：

できています。長期構想に地図で示しています。

部会長：

コア地域と、既指定保護区の位置関係を調べて、コアの保全がどのくらいうまくいっているのかとかを評価する必要がありますね。

事務局：

非常に辛いところで、地図上に落としていますが、全然リンクしていません。

委員：

長期構想策定の時に、コア地域の中で丹生（高時川源流部）は、何も保全の担保がされていないことがわかりましたよね。丹生は、「ここは滋賀県か？」というほどいいところですが、いろいろな事情があって土地の規制が何もない無防備な状態です。ここを県としてなんとかする、丹生を目玉というかモデル地区として、対策を実施するという取り組みが必要なのではないかと思います。

部会長：

丹生はコアになっているのですか？

事務局：

なっています。

委員：

他のコア地域は、何らかの施策で土地の規制がかかっていたりするのですが、丹生だけはなにも指定がされていない。

部会長：

コアを確保する、といったときに、丹生は入るのですね。

事務局：

入ります。確かに丹生はとてもいいところで、ねらっていくべき所という認識はもちろん持っていますが、現状、非常に難しい状況ですので、タイミングを図っていると御理解いただけると幸いかな、と。

委員：

朽木で、トチノキが残っているということでいろいろ新聞でも見ましたし、地元の方が動いているようですが、ああいうところをどうしていくか、というのは計画に入っていますか。

事務局：

その部分はありません。短期的にいろんなことが動いていて、書きにくかった事情があります。森林税を使って、トチを切らずに守ろうという動きが進んでいて、それをやっているところです。あとで、この情報についても提供する予定です。県庁がやる事業は、

期間があります。3年とか5年で終わってしまうので、その後また切れるようになってしまいます。トチノキを半永久的に切られなくする仕組みを考えなくてはなりませんので、そのやり方について、いずれ御議論をお願いすることがあるかもしれません。

御質問の点ですが、いろいろと動いている最中ですので、書きにくく計画にはありません。ただ、対策としては別途動いています。

部会長：

生息環境の保全の部分については、先ほどのような回答でよろしいですか。本文についてこのように修正せよ、というのはありますか？

委員：

具体的に何も見えてこなかったんで、骨となるところはわかりやすく県民に伝えるというところで、多大な工夫をしてください。みんなの目が届くところで行政が実行する、という体制にもって行って欲しいと思います。

部会長：

他にはありませんか。

委員：

有害鳥獣についてですが、ニホンジカ、カワウについて捕獲目標は概ね達成できている、となっています。カワウについてはなるほど、という点もあるのですが、ニホンジカについては、このように書いてしまって大丈夫ですか。シカについては、現状でも全然シカの勝ちですよ。

事務局：

その通りです。捕獲目標と生息目標については分けています。捕獲目標である8,500は捕れています。最終的な生息目標である10,000に対して、現状でも20,000弱がいることから、生息目標は達成できていないと判断しています。

委員：

生息数は減っている、ということでもいいのですか。

事務局：

計算上は、年間6,500程度捕ると、生息数を頭打ちできて、8,500捕ると生息数は減少し始め、10,000程度にまでできるだろう、というシミュレーションになっています。今は、8,500を取り始めたピークのところで、これを続けられれば、いずれ生息数は減り始めると認識しています。

委員：

今は、被害も含めてピークにある、ということですか。

事務局：

そうであればいいなと思っています。

委員：

今もまだ山の状況はひどいと思っています。このままでは、滋賀県中の下層植生やクマザサが無くなってしまいます。クマザサに営巢している小鳥たちも非常に深刻な状況にある。ここの文面は穏やかな感じで書いてあるので、深刻期はもう過ぎたのか、任しておいて大丈夫なんだ、とは、動物の現状から見ると、理解しがたい。

事務局：

捕獲数の数字は出ています。今後の取組のところで、この数年が決定的に重要、とう表現で、御指摘の部分は表現しているつもりです。

委員：

では結構ですが、夜に林道を走っていればシカだらけですので。

事務局：

現状の一文目で、シカ、カワウの問題はさらに深刻化していると表現しているし、御指摘については十分認識しているつもりです。ですので、この数年をしっかりとやらなくともっともまずいことになるとの認識で、この数年が決定的に重要だという認識ですすめたいと考えています。

委員：

カワウみたいに集まってくるやつは、そこでやっつければいいんでしょうが、シカについてはそういうわけにはいきませんので、ゆゆしき問題は全く変わっていないと思います。

委員：

鳥獣保護区特別保護区についての記載がありますが、いろいろな種類の野生動物がいるのに、何の保護区にするのかを限定しなくては、すべての野生鳥獣の保護区になります。このため、被害が起こったら有害をするのに、一方では守っている。有害対策は、いつも後追いの対策になっています。猟友会の対策もなかなか追いつかないという状況もあります。ですから、すべての動物の保護区ではなく、ここでは何を保護しているのかというきめ細かい施策をとっていただかないと、増えては駄目だと思われるやつも増えている。あるいは、保護すべき種の天敵も一緒に増えている。そのような状況もあります。ある程度、どこでは何を保護するか、という観点に立っての指定について、今後積めていく必要があるのではないかと思います。

部会長：

この保護区は、これが目玉でこれを守るんだ、という指定はできるのですか。

事務局：

法制度上できません。確かに、ここには運用上問題が生じています。保護したいのは鳥獣の鳥なのに、併せて獣も保護されるというのは多々あります。御指摘の特別保護地区は、保護区の中でも特に狭い地区のことですので、御指摘は保護区全体のものとして受け止めます。御指摘のような点はあちこちで言われています。有害捕獲は保護区であってもできますが、よく議論しなくてはならないところだと思っています。来年は、鳥獣保護事業計画の見直しの年でもありますので、保護区のことについてもしっかりと議論しなくてはならないと思っています。

委員：

各種類についての保護区については、未だかつて論議したことはありませんね。

事務局：

法律上、そのような制度にはなっておりません。保護区は、すべての鳥獣の捕獲が禁止されます。御指摘の点については、にわかに対処することは難しいです。

委員：

このような問題を解決していただかないと、いつも有害は後追いの事業になってしまいます。カワウについてもそうですし、シカについてもそうですが、現れてから対策を取るのもよろしいが、前もって構想を練られるのであれば、そのようなことについても触れておくことも必要なのではないかと思います。

部会長：

濱崎委員の御意見を活かそうと思ったら、どのようにすればいいかを考えてみてください。この場で何とか言えるようなことではないので。ただ、全国的に議論がある問題なのであれば、国のほうに声を上げて法律を変えてもらうよう働きかけるなどが必要なのかもかもしれません。

委員：

逆の立場から言うと、クマは希少種という絶滅に近い種であるにもかかわらず、山にエサが無くなって集落近くまで下りてきましたね。これらのうち、有害捕獲された個体が全部山に放獣されるならいいですが、捕殺される場合もあります。今年は特に、クマが里に下りてきた頭数が多いし、人畜に被害が起こることもあります。クマは保護していかないと、ほっておいたら絶えてしまうと思うところもあります。私は保護団体ではありませんが、狩猟の関係からしても、狩猟の獲物の一つとして絶えてしまうのは良いことだと思いませんので、将来にわたって保護する必要があると思います。クマの大量出没は、ちょっと前にもありました。このようなことが2年も3年も続くと、クマの絶滅の危険性が高くなると思いますので、このようなことも考えておかななくてはならないと思うのです。

部会長：

野生動物の管理については、絶滅しない程度はいて、ある程度狩猟もできるくらいには

コントロールする方法を、なんとか考えて行かなくてはならないですね。

委員：

滋賀県だけの話ではありませんが、全国的に2004年と2006年にクマの大量出没がありました。檻捕獲では、加害個体だけではなく、無関係な遠くの個体もどんどん引き寄せて捕ってしまう。いくら狩猟を自粛して、獲物を残そうということを狩猟家がやっても、有害駆除を無差別にどんどんやっているのと、絶滅が非常に心配だと思います。しかも、鉄砲でやるのならば、ある程度限界があるのですが、檻捕獲（餌による誘因）では、相当な広い範囲からクマを全部集めて根こそぎ捕ってしまうということになります。滋賀県は放獣率が高いのですが、東北の方とかでは、すごい数の個体が殺処分されている。そのような状況は、根本的におかしい。私個人的には、クマの狩猟というものができて、クマと人間の緊張関係があって、よほどのことがない限りクマは里には下りてこない、という状況のほうがクマの保護ができるのではないかと考えています。檻を無差別にやるのは、非常に怖いですね。

委員：

クマについては、他の檻に入った場合に、クマが逃げられるよう脱出口をつけるようになっていきます。これは、猟友会が提案して、このようになっているはずですが。クマは頭さえ入れれば、出られますので、クマが自力で脱出できるような脱出口を設置しています。猟友会としては、このようなことを県にお願いして、指導をしてもらっています。

部会長：

まだまだ議論もありますが、この鳥獣保護区に関して、この計画の文面を変えろ、というわけではなく、別のところで考えてくれ、ということだと思います。

また、生息地の保全についても、計画の文面を変えろというわけではなく、このような意見があったことについて記録を残しておいてもらって、この次に活かして欲しいと思います。

他に、どうしてもという意見はありますか。

委員：

1点だけ。ヨシ群落保全について、「野鳥の産卵場」との表記がありますが、これは「営巣地」のほうがいいのではないのでしょうか。

事務局：

はい。修正します。

部会長：

それでは、ここは直してもらいまして、他に議論がありました間伐の問題などについて必要な修正をすることとして、この案について反映した上で、知事への答申案としたいと思います。答申案の文面について、訂正した部分については、私にご一任いただくということによろしいでしょうか。

各委員：

異議無し。

部会長：

ありがとうございます。それではそうさせてもらうこととして、直した部分については、他の委員の方にもお示しください。

それでは、次の議題に入りたいと思います。次の議題は「平成 22 年度生息・生育地保護区の指定について」です。事務局から説明をお願いします。

事務局： 説明

部会長：

ありがとうございます。それでは、ただいまの説明内容について御意見御質問がありましたら、どうぞ。

委員：

この 2 カ所は、今は可猟区ですか。

事務局：

ちょっと、佐目が可猟区がどうかはすぐに御回答できません。ただ、この保護区は、狩猟を規制するものではありませんので、保護区に指定した場合でも、狩猟ができなくなる、ということはありません。

委員：

セツブンソウは、そのままほっておいてもこの環境で生き続けていけるものなんですか。たとえば、湿地性の植物では、湿地環境を維持していかないと、無くなっていってしまうと思います。

事務局：

はい。セツブンソウの生育には、特殊な環境を必要とするものではありません。ただ、草管理を行わないと、草による被圧を受ける可能性があります。今までは、農家の方が草管理を行うことによって、セツブンソウの生育がつづいてきたのですが、この農地の持ち主がご高齢ということもあって、農業を続けることができない、と言われていました。草管理ができなくなると、セツブンソウの生育にも悪影響が出ると思われませんが、地元の方が、町おこしの一環として、草刈りについてもみんなで行おう、と。そしてセツブンソウを守っていこう、という動きが出てきています。

委員：

セツブンソウ自体の特徴について、たとえばいつくらいに花を咲かせて、どこに種がまかれてなどについて、相談できるような方はいらっしゃいますか。

事務局：

小林先生が、もともと永源寺町の教育長をしておられた関係で、このあたりにはよく入っておられます。地元の方の中心的メンバーの方もよくご存じで、先生に相談させていただくことはできると思っています。また、草刈りをするときですが、セツブンソウの開花時期は2月とかでして、それ以外の時期は石垣の中に潜んでいますので、草刈りを主にやる時期については、それほど神経質にならなくても大丈夫だろうと思われま。ですから、管理の面から、それほど専門的知識を必要とする植物ではありません。

部会長：

小林先生は、ここが好きですね。保護区を予定している地区からすぐ下は圃場整備されているのです。ここは石垣が残っていて、いいところ。農家の方が高齢化して、管理ができなくなるのが一番問題だと思えますが、地元の方が動こうとされているのなら、それはいいですね。ただ、保護区として指定したならば、やはりチェックはしなくてはなりませんね。

委員：

石垣は手入れをしないと崩れてくるので、いつかはやりかえなくてはならない時期が来ると思えます。石組みの方法は、「野面積み」という方法だと思えますが、地元の方は、この積み方ができるのでしょうか。このように積める人がいないのですよ。

部会長：

国交省のほうでも考えたことがあったのですが、石積みができる人がいないんですよ。後継者がいなくて。

部会長：

佐目の風穴は、河内風穴みたいになにか管理されていますか。

事務局：

特にはありません。道のところに看板があるくらいです。

委員：

もし指定されて有名になってしまったら、人が集まってしまうとかは大丈夫でしょうか。

事務局：

入り口を見た感じですが、どやどや入ろうと思うような雰囲気ではありません。大丈夫だと思います。そもそも入り口自体が、谷を挟んで反対側であって、谷を下りるだけでも大変です。道が整備されているわけでもありませんので、アクセスが非常に悪く、人が簡単に入れるようなところではありません。

部会長：

指定した以上、いい状態になっているとか県が監視したりするのですか。

事務局：

この洞窟については、多賀博物館の阿部先生がフィールドとされておられますので、情報としては頂くことができると思います。

部会長：

保護区に関しては、それほど異論とかはありませんね。

それでは、この2つとも、特に案の修正は必要ないとして、よろしいでしょうか。それでは、案を妥当として認めたいと思います。ありがとうございます。

それでは、本日の議題は2つとも終了しましたが、他に事務局から何かありますか。

事務局：

はい、さきほどちょっといいかけましたが、トチノキの件で。高島の朽木で、トチの何百年かたった巨木が見つかって、それを伐採業者が伐採しているということがあり、もったいないじゃないかと地元で保全の動きが立ち上がりました。この動きをなんとか応援できないかという話になっています。自然環境保全課のほうで、お金をだすなり、巨木の伐採を制限するなり、何らかの形でやるように、という指示を受けております。どういう形でやるかは、まだ決まっておりませんが、森林税をつかって、所有者の方にお金を出す、ですとか。あるいは自然環境保全条例で、何らかの規制を課すということもあって思います。これらについて、いまからとりまとめ、次回の審議会くらいには、このような方針で行きたいと考えておりますので、この部分について御議論を、とお願いすることになるのではないかと考えています。このような状況にあることを御報告しておきます。

委員：

そんなにまっても大丈夫なんですか。あっという間に切られちゃって終わっちゃった、ということにはなりませんか。

事務局：

そこは、普通の行政のペースで考えることと、まさに今やらなくてはならないことは切り分けて、まさに今やらなくてはならないことは、現地で別途やっています。NPOのトラスト活動も入っていますし、地元の保全活動の人が、法律上の議論があったりしますので、弁護士に入ってもらって動く、など、まさに今やらなくてはならないことはやっています。これとは別に、制度的にやることについては、こちらで御議論をお願いすることになると思います。制度的になると朽木だけではなく県内全体の巨木を、という議論になりますので。

委員：

どのくらいの広さがあるのですか。

事務局：

広さというか、点在しています。もともと 150 本ほどあったらしくて、そのうち 50 本くらいはすでに切られたようですが、太さ 3 m という条件をクリアするのが 100 本ほど残っています。これが、固まっているというより、2, 3 本ずつ点在している状況です。ですので、この地域をどうする、というより、単木的にどうする、というシステムになると思います。これまで面的に、というシステムはありますが、単木的にというシステムは今までありませんでした。これとは別に、当面ちょっと待った、というやつは他にやっていますので、という状況です。

委員：

伐採業者は、海外輸出用の材としているという話もあります。業者とは話ができるような状態ですか。

事務局：

業者は、特に悪いことをやっていたわけではありません。話し合いについて、かみ合った話し合いはできないところもありますが、相手を悪者にするようなことにはならないようにできればいいなと思っています。

委員：

現時点で、作業自体は止まっているのですか。

事務局：

そういうわけでもないです。ただ、まさに、今日、明日切ろう、という状態ではありません。売買契約などの法律上の問題があって、今すぐ、というわけではありませんが、契約済みの木も数十本あります。急がなくてはならないところと一般論とは分けて対応しています。

部会長：

それでは、よろしいでしょうか。これで本日の自然環境部会を終了します。委員の皆様には、長時間にわたり熱心に御議論いただきありがとうございました。事務局に、司会を返させていただきます。

事務局：

部会長ありがとうございました。

委員の皆様には、長時間にわたり熱心に御議論いただきありがとうございました。それでは、これで終了としたいと思います。ありがとうございました。

以上